

～空き家の適正管理～

竹原市空き家バンク制度

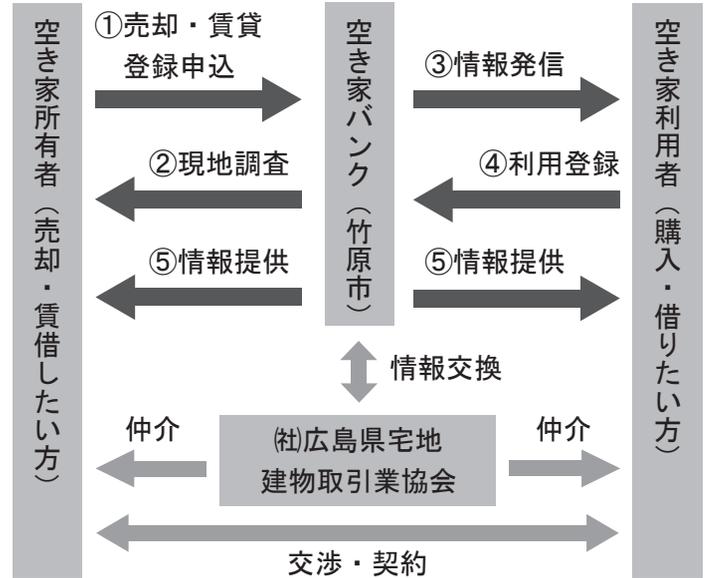
市では、竹原に住みたい、豊かな自然の中で暮らしてみたいと思っている人たちへの支援の一環として「空き家バンク制度」を推進しています。

これは、登録の申し込みのあった空き家情報を市のホームページなどで紹介して、空き家を購入したい人や借りたい人に情報を提供する制度で、市内の空き家を有効活用して、定住促進による地域活性化を目指しています。

賃貸借や売買が可能な空き家をお持ちの人の空き家バンクへの登録をお待ちしています。

申し込み・問い合わせ

産業振興課観光振興係 ☎ 22-7745



空き家無料相談会を開催します

竹原市内に空き家をお持ちの人を対象とした無料相談会を開催します。

空き家の活用（売却・賃貸・回収・管理・解体）や相続等について、専門家が無料で相談に応じます。

空き家の売却等を検討中で、物件の査定を希望する人は、広島県宅地建物取引業協会の無料査定サービスが利用できます。

相談を希望する人は、事前申込が必要です。

日時 12月6日（日）10時～16時

場所 たけはら美術館文化創造ホール

定員 40組（※定員になり次第締切。）

相談時間 1組につき30分まで

申し込み・問い合わせ 広島県宅地建物取引業協会 ☎ 082-243-9507

受付時間 平日 10時～12時、13時～16時

○空き家に関することは、「ひろしま空き家の窓口」へ
ご相談ください。
※相談は無料です。

広島県宅地建物取引業協会 ☎ 082-243-9507

全日本不動産協会広島県本部 ☎ 082-241-7696

（受付時間 平日 10時～16時）





空き家をお持ちのみなさんへ

空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました

空家等対策の推進に関する特別措置法が5月26日に全面施行されました。自治体の権限が法的に位置づけられ、空き家対策が本格的にスタートしました。

法律では、「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」と規定され、所有者等が自らの責任により適切に対応することが明確化されています。

また、市町村長は、空き家の所有者等を特定するため、固定資産税課税等の事務のために利用する目的で保有する情報を利用できるようになり、次の4つのいずれかに当てはまる状態の空き家を「特定空家等」と定義し、「特定空家等」の所有者等に対して、撤去や修繕などを勧告・命令できることになりました。

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

特定空き家として、勧告を受けると固定資産税の優遇を受けられなくなり、税額が上がる場合があります。命令に違反した場合は50万円以下の過料に処せられ、行政代執行法による強制撤去等も可能となりました。

空き家の実態状況調査を行います

市内全域にある空き家住宅の状態を写真撮影等により調査します。なお、調査員は身分証明書を携帯しております。

調査期間 11月中旬～平成28年3月末まで

問い合わせ 都市整備課建築係 ☎ 22-7749

問い合わせ

内容	担当	電話番号
適正管理・老朽に関すること	都市整備課建築係	☎ 22-7749
活用（空き家バンク）に関すること	産業振興課観光振興係	☎ 22-7745
生活環境（ごみ・樹木）に関すること	まちづくり推進課生活環境係	☎ 22-2279
固定資産税に関すること	税務課資産税係	☎ 22-7732



マイナンバー（社会保障・税番号制度）のお知らせ

通知カードが送付されます

マイナンバー（個人番号）をお知らせする通知カードが、世帯ごと（世帯主宛）に11月末までに送付されます。

転送不要の簡易書留で送付されるため、住民票の住所と異なる場所に住んでいる人は届かない可能性があります。

※12月になっても通知カードが届かない場合は、住民票のある市町村へお問い合わせください。

送付されるもの

①通知カード

②個人番号カード交付申請書



③マイナンバー説明パンフレット



④個人番号カード交付申請書の送付用封筒



通知カードは大切に保管を！

通知カードは、平成28年1月以降、行政機関の窓口等でマイナンバーを求められた際に必要となりますので、大切に保管をしてください。

なお、マイナンバーは、法律で定められた事務以外の目的で取得・提供することは禁止されています。提供する際は、提供相手と利用目的を確認してください。※マイナンバー制度をかたって個人情報提供を聞き出そうとする相手には十分に気をつけてください。

問い合わせ

市民健康課市民係
☎ 22-2278



マイナンバーコールセンター

【日本語窓口】 ☎ 0570-20-0178

【外国語窓口】 ☎ 0570-20-0291

○受付時間

【平日】 9時30分～22時

【土・日・祝日】 9時30分～17時30分

個人番号カードコールセンター

【日本語窓口】 ☎ 0570-783-578

【外国語窓口】 ☎ 0570-064-738

○受付時間

【平日】 8時30分～22時

【土・日・祝日】 9時30分～17時30分

統計調査員の事務をしてみませんか

あらかじめ登録していただき、各種統計調査を実施する際に、市から連絡します。他の仕事をしながら統計調査員の事務をすることも可能です。

応募資格

- 20歳以上75歳未満の人
- 警察及び税務に関係する事務に従事していない人
- 選挙運動等に直接関わっていない人
- その他統計調査の事務に支障がない人

募集期間 随時

内容

事務打合せ会への出席、調査票の配布と回収など

報酬

調査内容や受け持ち件数等に応じて、調査終了後に支払います。

平成28年度実施予定

経済センサスー活動調査（5月～7月）など

応募・問い合わせ

所定の申請書（総務課、支所、出張所、公民館に備え付け、市ホームページに掲載）により、総務課行政係（☎ 22-7719）へ。



税収等の確保に努めています

問い合わせ

税務課 ☎ 22-7732

滞納処分強化の取組み

市民のみなさんに負担していただく市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、上下水道使用料、下水道受益者負担金、市営住宅使用料などは、市政を運営する上で欠かせない自主財源です。市では経費節減を進める一方で、これらの自主財源を確保するとともに、税等負担の公平性を確保するため、重要な課題として滞納整理に取り組んでいます。主な取組として、納期内に納付いただけない場合には、文書での催告、夜間や休日の電話催告、各戸を訪問しての催告等を行い、さらには給与等財産の差押えや行政サービスの制限も行っていきます。

休日納税相談窓口を開設

市税納税相談のため、休日納税相談窓口を開設します。何らかの事情で納税が難しい場合は、相談を受け付けますので、ご利用ください。

日時 11月15日(日)
9時～17時

夜間窓口も利用できます

事前に連絡をしていただければ、税金に関する相談を受け付けますので、ご利用ください。

利用時間

平日の20時まで(要相談)

場所 税務課(本庁1階)

▼滞納処分等の実績

処分の内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市税等の滞納者に対する給与等財産の差押え	159件	145件	115件
市営住宅法的措置(強制執行、自主退去等)	0件	0件	0件
水道の給水停止	8件	7件	33件
有効期限短期(3か月・6か月)の国保被保険者証の交付	185件	182件	166件
医療費の一時全額自己負担となる国保資格証明書の交付	23件	11件	13件

口座振替制度を

ご利用ください

口座振替制度を利用すると、納期限の日に指定口座から自動で引き落とされるので、納付の手間も省けるうえ、納め忘れもなく安心です。一度手続きすると、翌年以降も継続されるので大変便利です。振替希望金融機関にて手続きを行ってください。

所得の申告は

お済みですか?

所得の申告をしていないと、必要なサービスを受けることができない場合があります。また、所得がない人も「所得がない」という申告が必要な場合がありますので注意してください。

申込金融機関	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、呉信用金庫、中国労働金庫、広島市信用組合、三原農協、ゆうちょ銀行
必要なもの	通帳、印かん(銀行に届け出ているもの)
取扱われる税・使用料	市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、保育料、市営住宅使用料、上下水道使用料、下水道受益者負担金

税を考える週間

11月11日(水)～17日(火)

テーマ

税の役割と税務署の仕事

税に関する様々な情報や国税庁の取組みを紹介する番組を、国税庁ホームページのインターネット番組で配信しています。

また、国税庁ホームページには、児童や生徒などが自ら税について学習できるように、租税の意義、役割をわかりやすく解説した「税の学習コーナー」も掲載しています。ぜひ、家族でご覧ください。※詳しくは、「国税庁」で検索(<http://www.nta.go.jp>)
国税に関する相談は、竹原税務署(☎22-0485)へ。